

○大阪市契約規則別表第 2 主管局長及び区長の項第 13 号に

規定する別に定める契約

制定 令和 3 年 12 月 27 日 告示 2247

改正 令和 7 年 10 月 3 日 告示 1365

大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)別表第 2 主管局長及び区長の項第 13 号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 給油カードの提示により供給を受けることを約定する揮発油の買入契約（健康局、子ども青少年局、建設局、大阪港湾局、消防局及び教育委員会事務局の所管に係るものに限る。）
- (2) 給油カードの提示により供給を受けることを約定する軽油の買入契約（健康局、子ども青少年局、建設局、大阪港湾局、消防局及び教育委員会事務局の所管に係るものに限る。）

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 3 日から施行する。